

# ベトナム子会社における不正が本 社に及ぼしうる影響について

唐牛 理任

[Masato.Karoji@vn.gt.com](mailto:Masato.Karoji@vn.gt.com)

Japan Desk Director



# 目次



序. 本プレゼンテーションの目的



I. 不正の定義と類型



II. ベトナムの不正事例



III. 子会社不正が及ぼす影響



IV. 不正への対応

# 序. 本プレゼンテーションの目的

- 不正はあらゆる所で発生する。
- 不正は途中で辞めることができない。
- 不正はいつか必ずばれる。
- 不正は当事者だけでなく、会社・従業員の全てを不幸にする。

# I. 不正の定義と類型

不正とは、不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為  
 に関係する経営者又は従業員等による意図的な行為

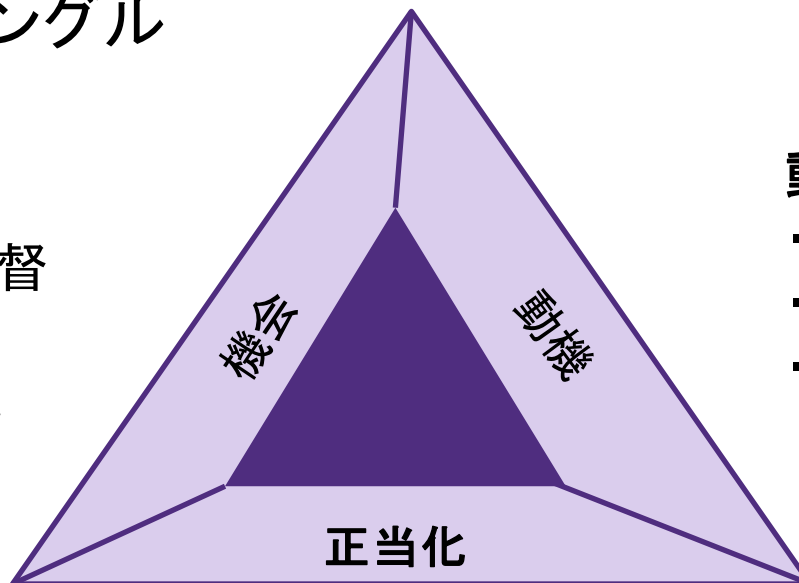
不正の区分	不正の対象	不正の動機	不正の内容
財務諸表不正	過大計上	駐在員	売上の過大計上
	簿外処理		損失の先送り
資産流用、横領	現金関連	駐在員 現地スタッフ	窃盗、不正支出
	在庫その他		窃盗、持出
汚職	利益相反、賄賂		キックバック
	その他地位乱用	金品の強要	

# I. 不正の定義と類型

## • 不正のトライアングル

### 機会

- ・有効でない管理監督
- ・内部統制の欠陥
- ・不安定な組織構造



### 動機

- ・金銭的な問題
- ・予算への圧力
- ・業績連動の給与

### 正当化

- ・経営者の姿勢
- ・不誠実な企業文化
- ・会社への不満

## II. ベトナムの不正事例

### ① 資産の横領

共謀先に架空の業務を発注し、当該代金を着服

概要：電力供給システムを請け負ったA社で、プロジェクト終了時のコストが予算を大幅に下回っていることが分かった。そこで、社長とCAは外注業者を抱きこんで架空の業務をでっち上げ、当該費用を山分けした。

問題：CAが契約書を作成し、社長が承認しているため、社内ルール上は問題がなかった。また、高額決済に関して親会社のチェックがなかった。

## II. ベトナムの不正事例

### ② 汚職

銀行員の立場を利用して、顧客資金を盗用

概要：銀行員であるB氏は、株式投資及び不動産投資の失敗により、借入金の返済に窮した。そこで、銀行員の立場を利用して、顧客から預かった資金を自分の借入金の返済に利用した。

問題：口座開設に要する全ての手続がA氏との間で完結していたため、第三者がチェックする機会が設けられていなかった。

## II. ベトナムの不正事例

### ③ 資料の改竄

架空の会社を設立し、融資を受ける。

概要：借入が困難になったC社は、複数の架空会社を設立し、銀行員と共謀して当該会社に対する融資を受けた。また、融資を受ける際の担保は複数の架空会社で使いまわしていたため、担保の能力を有していなかった。

問題：経営者に対するモニタリングが効いていなかった。



## II. ベトナムの不正事例

### ④ 財務諸表の不正

大口取引の計上時期前倒し

概要：上場して最初の決算数値をよくみせたいという動機から、契約上求められる得意先の検収等を経ずに売上を前倒しで計上した。

問題：会社ぐるみでルールを無視しているため、自浄作用が期待できない。

# III. 子会社不正が及ぼす影響

## ① 不正の影響

不正の区分	不正の内容	不正の影響
財務諸表不正	売上の過大計上	過年度の訂正
	資料の改竄	損害賠償
資産流用、横領	窃盗	懲戒解雇 損害賠償請求
汚職	キックバック 金品の強要	懲戒解雇 損害賠償請求 逮捕

⇒横領した個人は職を失う上に多額の債務を背負う。

# III. 子会社不正が及ぼす影響

## ②不正が親会社に及ぼす影響(日本)

会社	概要	顛末
T社	製品検査で発覚した問題を隠蔽していたが、製品の不具合に伴う事故が発生した。	多額のリコール 民事再生
E社	不正・架空売上を計上し、当該債権を回収できない状況が発生した。	資金の枯渇 民事再生
O社	過去の投資の失敗を隠蔽するために行った裏工作が、新任の役員によって暴かれた。	社長等に対し刑事法の有罪判決 役員に対し多額の損害賠償請求
T社	多額の損失が見込まれる状況を隠蔽していたが、内部告発及び財務諸表監査により問題が発覚した。	グループ企業・事業の売却 会社に対し多額の損害賠償請求

## IV. 不正への対応

### 主な不正対策

- 財務諸表監査 (81.7%)
- 行動規範の整備 (81.1%)
- 内部監査 (73.7%)

### 主な不正の発覚経路

- 内部告発 (39.1%)
- 内部監査 (16.5%)
- マネジメントレビュー (13.4%)

出典: REPORT TO THE NATIONS ON OCCUPATIONAL FRAUD AND ABUSE  
2016 GLOBAL FRAUD AND STUDY

## IV. 不正への対応

### 内部監査の進め方

インソーシング: 自社で常任の内部監査チームを設置

○会社事業の理解

×リソースの確保、独立性の確保、専門性の確保

アウトソーシング: 会計事務所等の外部の専門家の利用

○高い専門性、他社経験、独立的立場

×会社事業の理解

コソーシング: 内部監査チームと外部の専門家チームが協力

○上記のメリットを併せ持つ

# IV. 不正への対応

## 主なサービス内容

- 内部監査
- 内部統制構築支援
- 不正調査
- ビジネスプロセス評価
- ITセキュリティチェック

# ベトナムでの税務調査の 最新動向について

小澤 健

Grant Thornton Vietnam  
Ken.Ozawa@vn.gt.com



# 目次



# 目次



序 – 本プレゼンテーションの目的



第一部 – 税務調査の概要



第二部 – 税務調査の最新動向

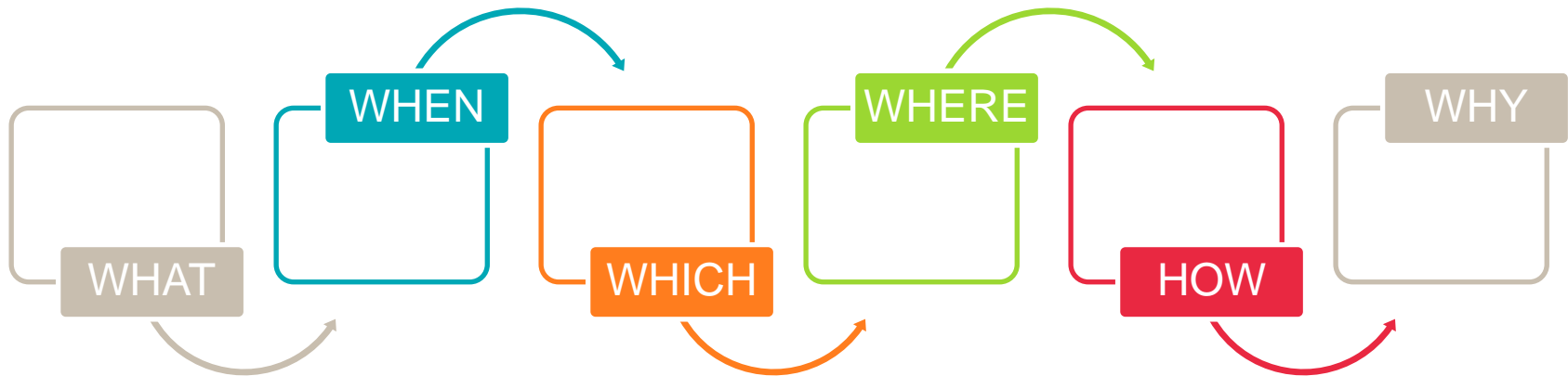


第三部 – 税務調査での注意点

# 序 – 本プレゼンテーションの目的

# 第一部 – 税務調査の概要

# 税務調査の5W1H



# 税務調査 – WHAT

税務調査は下記当局により行われる、企業のコンプライアンスの審査・調査である。税務調査の結果、コンプライアンスの履行が確認されるか、もしくは追徴課税、行政罰、及び延滞金の徴収を受ける可能性がある。

- **税務総局**: 大規模な調査、もしくは総局内の手順により実施が決定した調査を担当
- **各市・当局の税務当局**: 外資系の調査を主に担当
- **各地区税務部**: ベトナム資本の企業の調査を担当



# 税務調査- WHEN

## 1. 法人清算の際の税務調査(必須)

法人(もしくは独立した子会社)が清算する際には、原則として設立から閉鎖までの全ての期間の税務調査を受ける必要がある。

## 2. VAT 還付の申請時

初めて還付を申請した際に実施。二回目以降は、会社のコンプライアンス状況により還付の前後に実施される。

## 3. 税務当局の計画に基づく定期的な税務調査

(cf. リスクマネジメントポリシー)

## 税務調査のタイムライン

- 当局が会社を訪問するOnsite tax examinationの場合、5日～10日の時間を要する。
- 税務総局のTax inspectionの場合、最大45日の調査が行われ、各市・省のTax inspectionでは最高30日の税務調査が行われる。調査期間の延長が行われる場合、税務総局であれば70日間、各市・省の税務当局では45日間の調査が行われる。

# 税務調査 – WHICH

様々な税目が調査されることとなる：

- 法人税 (Corporate Income Tax – CIT)
- 付加価値税 (Value Added Tax – VAT)
- 外国契約者税 (Foreign Contractor Withholding Tax – FCT)
- 個人所得税 (Personal Income Tax – PIT)
- 特別消費税 (Special Consumption Tax/Special Sales Tax – SCT/SST)

一般的に税務調査とは別途調査される傾向にある税目：

- 移転価格 (Transfer Pricing – TP)
- 関税 (Customs duties (Import and Export Duties))

# 税務調査 – WHERE

1.



---

税務当局内で調査を行う  
場合 (Desk Audit)

2.



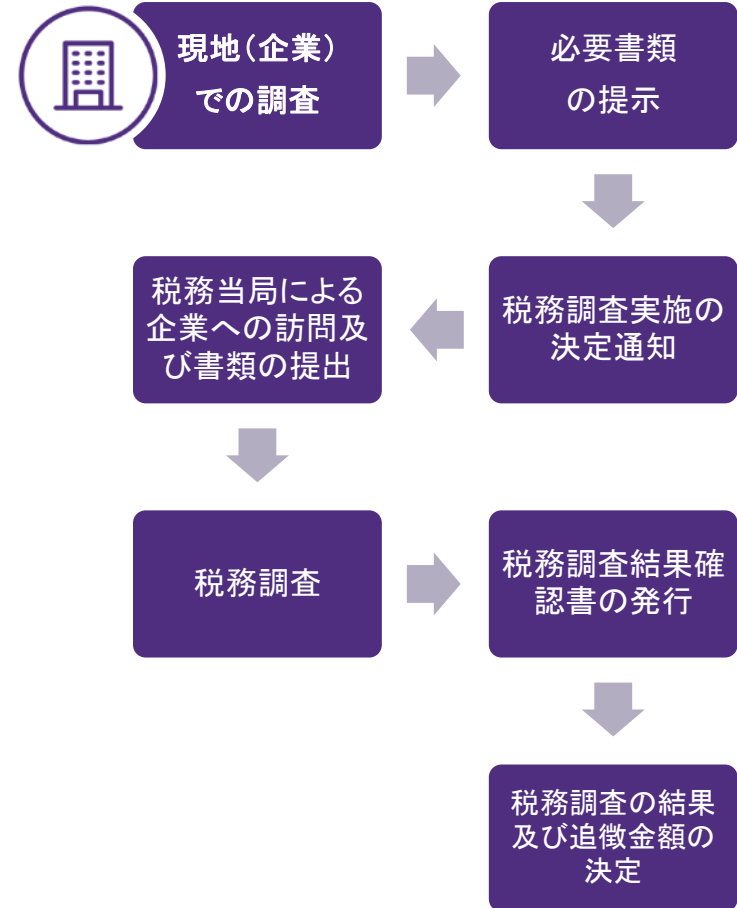
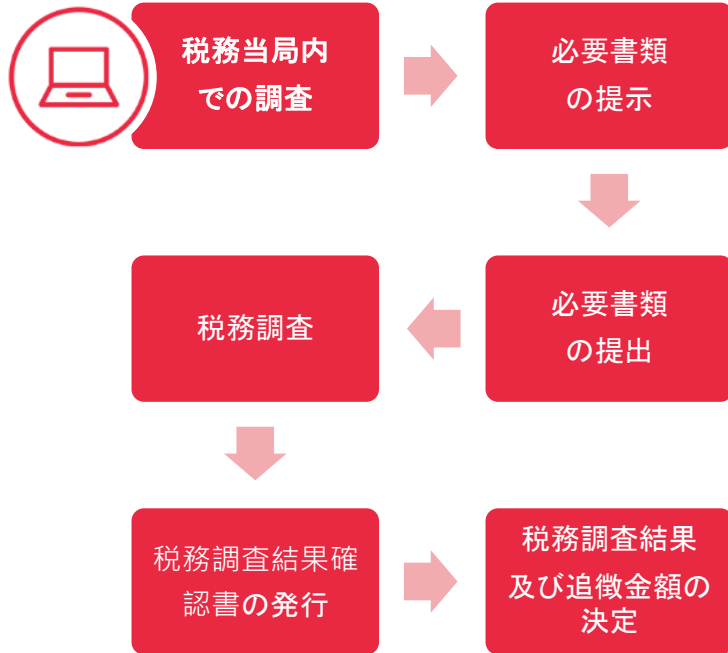
---

現地(企業)での税務調査  
(On-site)

税務当局内で提出された書類を調査した後に現地での税務調査が追加で行われる可能性もある。



# 税務調査 – HOW



## 税務調査- HOW (続)

- 担当官は適宜書類の追加提出を求める可能性が高い。
- 必要書類には、一般的に下記のものを含む：
  - ✓ 企業の一般的な情報 (投資登録証明書、事業登録証明書等)
  - ✓ 会計関係書類及びバウチャー (総勘定元帳、その他明細、インボイス、レシート、銀行取引明細書等)
  - ✓ 税務関係資料 (明細、税務登録証明書、VAT課税方式等)
  - ✓ その他関連書類 (社内規定、契約書等)
- 税務調査の決定書及び税務調査結果確認書 (working minutes) への署名後、別手続きによる抗弁の可能性は残されている。

# 第二部 – 税務調査の最新動向

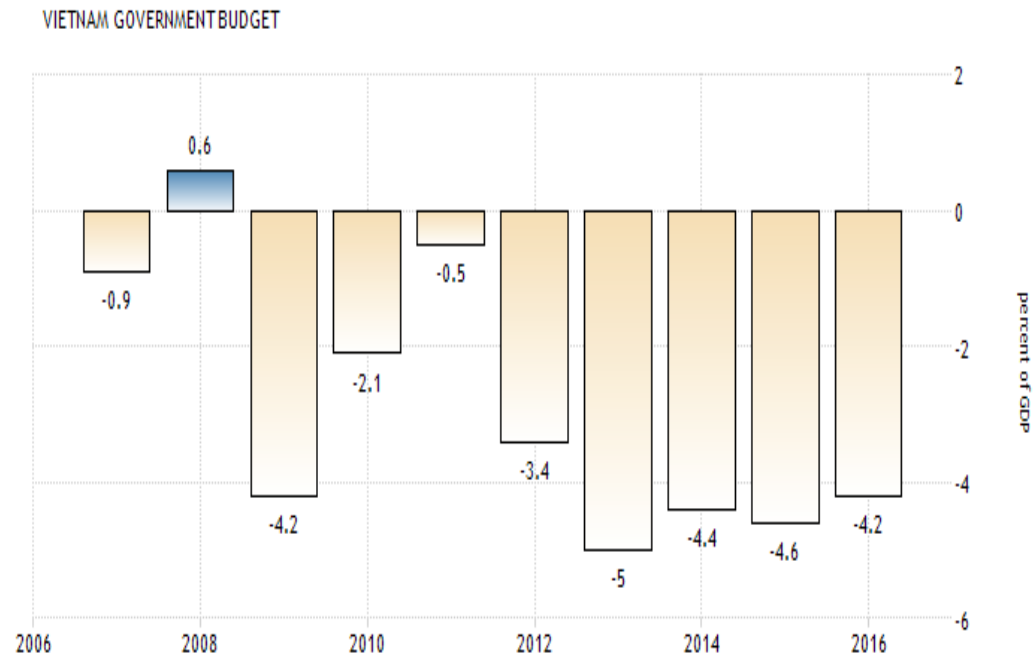
# 2016年税務調査結果

- 税務調査件数の増加
  - 追徴金額の顕著な増加
- より積極的な税収集の実施

	FY2016 (FY2015)	増減率 (%)
対象社数	84,472 (79,297)	▲ +6.5%
追徴税額増額	VND17,164 十億 (VND12,350 十億)	▲ +38.9%
繰越欠損金否認総額	VND11,907 十億 (VND23,044 十億)	▼ -51.6%

# マクロ経済的な要因

- 8年連続で歳出超過が続く

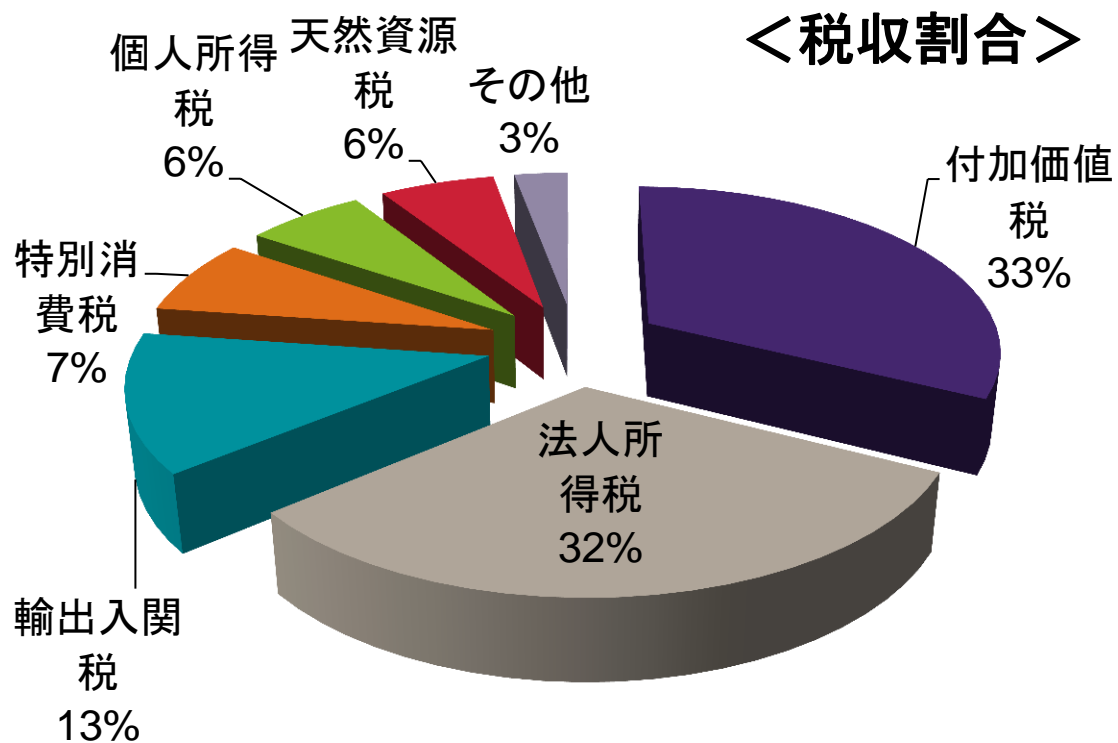


SOURCE: TRADINGECONOMICS.COM | ASIAN DEVELOPMENT BANK

# マクロ経済的な要因

## 将来の歳入の減少要因

- ASEAN内での関税の自由化
- 外資を呼び込み為の表面的な減税政策



# 税務調査の動向

- 税収の増加: 件数及び規模の面において、より積極的且つ強引な税務調査。
- 移転価格の年次アクションプラン(追徴額の20%を移転価格により徴収)、当局内での移転価格研修の実施、専門チームの設立等を通じて、移転価格関連の追徴の増額を計る
- リスクマネジメントポリシー の適用・ハイリスク企業への集中(こちらは税務と関税の双方の目標である)
  - ✓ 低い定款資本、天然資源採掘事業において法的に適正に事業を行っていない場合、マネーロンダリングと関わりうる疑わしい銀行取引、関連会社との取引が顕著な場合、違法なインボイスの使用、損失を計上しながら事業を拡大している企業、優遇税制の対象の企業等

# 第三部 – 税務調査での注意点



# 税務調査での注意点

- ❑ 定期的に情報をアップデートし、社内での履行がなされているか確認を実施。
- ❑ 税務履行状況の定期的なレビューの実施
- ❑ 利益及び費用に関する文書は慎重且つ適切に用意する
- ❑ 申告を適切に行う(最低10年の保管が義務付けられている)
- ❑ 内部統制機能を充実させ、税務履行状況を監督する
- ❑ 税務顧問等に税法上のグレーゾーンを確認し、必要があれば税務当局よりオフィシャルレターを取得する

# 主要な指摘項目

## □ 法人所得税

- ✓ 収益の認識及び記録
- ✓ 経費の事業関連性(経費認定の可否)
- ✓ 関連会社間取引の経費(ロイヤリティ、製造瑕疵の子会社負担)
- ✓ 優遇税制の適用
- ✓ 欠損金の繰越否認

# 主要な指摘項目

## □ 移転価格

- ✓ 法廷義務の履行 (移転価格申告、移転価格文書化、比較対象企業の選定(ベンチマーキング) etc.)

## □ 付加価値税

- ✓ 0%適用ルール
- ✓ 申告方式の登録
- ✓ 控除VATへの算入の可否
- ✓ インボイスの登録、発行及び使用方法

# 主要な指摘項目

## □ 外国契約者税(源泉徴収)

- ✓ 海外法人への送金を行う際の外国契約者税申告書の提出、支払い
- ✓ 適切な税率の適用及び課税対象金額の決定方法

## □ 個人所得税

- ✓ 給与明細に規定されていない現物給付(損金否認)
- ✓ 手当を税務上の非課税所得へと算入するための根拠文書(社内規約、労働契約書等)

## Grant Thornton Vietnam

Grant Thornton Vietnamは国内有数の規模を誇る会計事務所であり、日系企業のクライアントは170社を超えています。経験豊富な人材を各分野に数多く揃えており、品質の高い会計及び税務サービスの提供を通じて、クライアントから高い評価を受けています。(職員数：約250人 2017年10月現在)

### Our Locations

(ハノイ):

18th Floor, Hoa Binh International Office Building 106  
Hoang Quoc Viet Street Cau Giay District, Hanoi  
T +84 24 3850 1686  
F +84 24 3850 1688  
E info@vn.gt.com

(ホーチミンシティ)

14th Floor, Pearl Plaza 561A, Dien Bien Phu Street  
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City  
T +84 28 3910 9100  
F +84 28 3914 3748  
E info@vn.gt.com

### Japan Desk of Grant Thornton Vietnam

(ハノイ)

ジャパングデスク マネージャー

満重 弘 日本国税理士

Tel: +84 24 3850 1620

Email: Hiroshi.Mitsushige@vn.gt.com

(ホーチミンシティ)

ジャパングデスク ディレクター

唐牛 理任 公認会計士(日本)

Tel: +84 28 3910 9205

Email: Masato.Karoji@vn.gt.com

(東京本部)

国際室 室長 パートナー

新井 達哉 公認会計士(日本)

Tel: +81 (0)3 5474 0118

Email: arai.tatsuya@gtjapan.or.jp